

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

知ってほしい 福祉の**話**

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

第20回目は【介護保険制度についてのよくある質問②】です。

Q：将来介護サービスを利用したいと思っています。いつ申請したら良いですか？

A：要介護認定の申請は、介護サービスが必要になったときに行っていただきます。あらかじめ申請する必要はありません。

Q：介護サービスを利用する時、どうやって事業所を選んだら良いのか迷っています。

A：介護サービスを利用する方が事業所を選択できることが、介護保険制度の特徴です。どの事業所が良いか迷う時は、介護サービスを利用する前に事業所とよく話をし、納得してから利用することをお勧めします。なお、1人のケアマネジャーが受け持つことのできる利用者の件数が限られていますので、ケアマネジャー個人を指名することは無理な場合があります。

Q：介護サービス計画書（ケアプラン）について、私の家庭の事情を考慮してほしいのですが…。

A：介護サービス計画書（ケアプラン）は、利用者本人と家族に介護サービスの希望を聞いた上で作ります。

このとき、家庭の事情と要望をお話してください。介護認定の区分により、1カ月に利用できる居宅サービスの上限額が決められていますが、できるだけ要望に添うように計画を作成することになります。ただし、介護サービスではできないこともあります。例えば、散歩の介助、話し相手、庭の草取りなどは民間の事業所かシルバー人材センターなどへ依頼してください。

Q：介護サービスで住宅改修費の支給を受けるには、どんな手続きが必要ですか？

A：手すりやスロープなど、住宅の改修をするときは、改修前に支給申請書（見積書、平面図、写真、理由書など）を提出する必要がありますので、事前にケアマネジャーにご相談ください。

Q：車いすを利用できる介護度はいくつからですか？

A：要介護2以上で車いすの利用ができます。ただし、利用者の状態によっては例外もありますので、ケアマネジャーを通して介護保険係へご相談ください。

問い合わせ 福祉課介護保険係（内線157・158）

一人ひとりが人権を
尊重する社会を目指して

人権のひろば



【人権に関する市民意識調査の結果】

前回は、「インターネットによる人権侵害」「ホームレスの人権」についてお知らせしました。今回は「性的指向の異なる人の人権」「性同一性障がい者の人権」についてお知らせします。

※調査結果は、市ホームページでもご覧になれます。

性的指向の異なる人の人権

性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念をいい、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

性同一性障がい者の人権

性同一性障がい者は、生物学的な性（体の性）と性の自己認識（心の性）が一致しないため、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見、あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、精神的に強い負担を受けています。

市民意識調査の結果では、どちらの人権についても、特に問題だと思ふことは、上位から「社会的理解度が低いため、世間から誤解または偏見の目で見られること」「分からない」「性的異常者と見なされ、嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど、冷やかしの対象となること」の順になっています。回答を性別で見ると、男女による大きな違いはありませんでした。また年齢層で見ると、高齢層ほど「分からない」という回答が多くなっています。